

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 1 月 26 日

佐賀県 県土整備部 建設・技術課
課長 川崎 文仁

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 2026 年度 建設資材価格調査・建設資材特別調査業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 特記仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで |
| (4) 履行場所 | 県内一円 |

2 入札参加資格に関する事項

- 入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。
- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）に基づき発注業務に対応する部門について入札参加資格の決定を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 開札の日以前 6 か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
 - (5) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。
 - (6) 当該業務の他の入札参加資格者（佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領（平成 18 年 7 月 7 日施行）に定める建設関連業務共同企業体建設関連業務共同企業体（以下「設計 JV」という。）にあっては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）
 - イ 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職に他の会社の役員の職にある会社
- (7) 当該業務において適正と認められる技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの認定を受けた者（測量法に基づく測量の業務にあっては、測量士の資格を有する者）を管理技術者及び照査技術者（測量法に基づく測量業務にあっては管理技術者）として配置できること。
- (8) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 過去5年間に同種業務について実績を有すること。
- 同種業務とは、「公共事業の積算に係る材料の単価当たりの単価調査に関する業務」とする。
- (10) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）
第2条第2項によりその他業種「建設関係各種（建設資材価格等）調査」と同等の決定を受けている者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和8年2月3日（火）午後5時00分までに必着するよう次の担当課に郵送してください。
提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※関係資料 同種業務の履行実績調書（契約書の写しを添付）

※担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当
電話 0952-25-7168

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年2月5日（木）午後5時00分までに通知します。

5 公告に関する質問

公告に関する質問は、令和8年2月4日（水）午後5時00分までに以下の提出先に電子メールで送付してください。質問に対する回答は、令和8年2月6日（金）午後5時00分までに回答します。

- ・提出先：佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当
- ・E-mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

6 入札書の提出場所等

（1）入札書の提出期限並びに提出場所

- ア 日時 令和8年2月12日（木）午後5時00分 必着
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県 県土整備部 建設・技術課
- ウ 入札方法 入札者より郵送

（2）開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和8年2月16日（月）午前10時30分 開札
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県 県土整備部 建設・技術課

7 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

納付して下さい。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。

※契約金額が100万円未満の場合は免除します。

- ③最低制限価格 有
- ④低入札調査基準価格 無
- ⑤前金払 有
- ⑥中間前金払 無
- ⑦部分払 無

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（3）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いてないものを提出した者
- カ 一人で二以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格のない者
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止または延期する。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二者以上あるときは、当該入札者のくじ引きにより、落札者を決定します。くじ引きの日程及び会場についての詳細は後日通知します。

(6) 落札後の契約手続き

ア 契約書提出期限

落札決定日から5日以内(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日及び8月13日から8月15日の期間(以下「県の休日等」という。)を除く)

イ 契約保証金提出期限

落札決定日から5日以内(県の休日等を除く)

(7) 問合せ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当

電話：0952-25-7168

E-mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp